

鈴鹿市道路整備方針 令和6年4月



背景及び目的

鈴鹿市では、平成14年度より『鈴鹿市道路整備プログラム』を策定し、本市が整備すべき幹線道路を対象に、各路線を評価し、整備時期の目標を定め、道路整備を行ってきましたが、社会情勢の変動と公共事業を取り巻く厳しい財政状況などから、目標期間内での道路整備が難しい状況が続いています。

このような中、令和5年11月19日に中勢バイパスが全線開通し、国道23号の交通渋滞解消及び災害時の人員・物資などの緊急輸送を円滑に行うための道路ネットワークが形成されました。また、新たな道路事業として、令和2年4月に鈴鹿四日市道路、令和4年4月に鈴鹿亀山道路が事業化されたことから、市内の主要渋滞箇所の解消、災害時における代替ルートの確保、企業活動における生産性が向上など、さまざまな効果が期待されています。

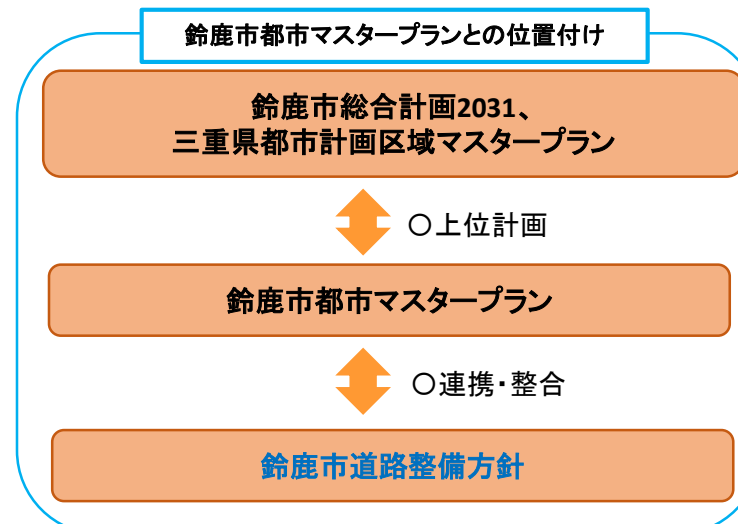
このたび本市では、現行の『鈴鹿市道路整備プログラム』を見直し、『鈴鹿市道路整備方針(※1)』に変更し、定める3つの整備方針に基づき、整備優先度の高い路線を整備するとともに、国・県が進める道路事業のストック効果を最大限に発揮させるためのアクセス道路整備、災害時における代替ルートの確保や救急医療機関への搬送時間の短縮に繋がる道路整備及び交通渋滞を解消するバイパス道路等の整備を計画的に進めることとします。

整備目標

上位計画である鈴鹿市総合計画2031及び鈴鹿市都市マスタープランとの整合を図るため、整備目標を令和13年度までとします。

鈴鹿市都市マスタープランとの位置付け

鈴鹿市都市マスタープランは、鈴鹿市総合計画2031及び三重県都市計画区域マスタープランを上位計画に位置付けています。また、鈴鹿市道路整備方針では、鈴鹿市が整備すべき幹線道路の路線選定や整備時期を定め、鈴鹿市都市マスタープランとの連携・整合を図っています。



道路整備の方針

【方針①】 幹線道路整備路線

鈴鹿市が整備すべき幹線道路(未整備区間の道路)を対象に、整備の優先順位を評価し、計画的に整備を行います。

	番号	路線名(区間)	事業箇所	延長(km)	摘要
事業中	①	加佐登鼓ヶ浦線-1	稲生町地内	0.5	4車線化
	②	加佐登鼓ヶ浦線-2-①	稲生町地内	0.3	4車線化
	③	汲川原橋徳田線-2-②	平野町～国府町	1.3	4車線化
期間内事業	④	汲川原橋徳田線-3	国府町地内	0.2	4車線化

【方針②】 国県関連整備路線

中勢バイパス(国)、鈴鹿四日市道路(国)及び鈴鹿亀山道路(県)等の国・県が行う道路事業において、事業のストック効果を最大限に発揮させるため、アクセス道路の整備を行います。

	番号	路線名(区間)	事業箇所	延長(km)	摘要
事業中	④	平野三日市線	算所町～三日市町	0.9	鈴鹿四日市道路(国)
	⑤	三日市地子町線外1線	三日市町～安塚町	1.7	鈴鹿四日市道路(国)
	⑥	玉垣若松線	北玉垣町地内	0.1	中勢バイパス(国)
期間内事業	⑦	加佐登鼓ヶ浦線-7	庄野町地内	0.1	鈴鹿亀山道路(県)

【方針③】 渋滞対策整備路線

市内の主要渋滞箇所や交通量の多い道路の交通渋滞を解消するため、バイパス機能を持つ道路等の整備を行います。

	番号	路線名(区間)	事業箇所	延長(km)	摘要
事業中	⑦	安塚393号線外1線	飯野寺家町～神戸地子町	1.3	渋)鈴鹿中央線

事業中 : 期間内に事業の完了を目指すもの

期間内事業 : 期間内に事業着手し、早期完成を目指すもの

鈴鹿市道路整備方針※1・・・市内の幹線道路について、整備優先度の高い路線や国・県による道路事業に関連する路線、また、渋滞対策等を要する路線について、計画的に道路整備を進めていくための方針を定めたもの。

整備検討路線

整備目標期間内に事業化を検討する路線は、次のとおりになります。

	番号	路線名	事業箇所	延長(km)	摘要
整備検討	a	野町白子港線	野町～白子町	1.7	
	b	旭が丘愛宕線-1	江島町地内	0.4	
	c	末広千代崎線-3	末広北三丁目～末広北一丁目	0.6	鈴鹿四日市道路(国)

その他の計画路線(市)

事業中、期間内事業、整備検討以外の路線は、次のとおりになります。

	番号	路線名(区間)	事業箇所	摘要
長期	①	汲川原橋徳田線-6	御園町地内	4車線化
	②	加佐登鼓ヶ浦線-2-②	稲生町～稲生三丁目	4車線化
	③	加佐登鼓ヶ浦線-3, -4, -5	稲生三丁目～寺家町	4車線化
	④	加佐登鼓ヶ浦線-6	白子二丁目～寺家三丁目	
	⑤	加佐登鼓ヶ浦線-8	庄野町～庄野共進一丁目	
	⑥	北長太寺家線-1, -2	白子一丁目～寺家六丁目	
	⑦	鈴鹿市駅本多町線	神戸二丁目～神戸四丁目	
	⑧	末広千代崎線-1, -2	南玉垣町～南若松町	
	⑨	白子柳線-1, -2	北江島町～柳町	
	⑩	庄野橋神戸線-1, -2, -3	庄野町～神戸七丁目	
	⑪	旭が丘愛宕線-2	北江島町～南若松町	
	⑫	住吉道伯線	道伯二丁目地内	
	⑬	平田町駅道伯線	平田新町～道伯一丁目	
	⑭	石薬師道伯線	弓削町～算所五丁目	

道路整備方針の見直し

道路整備方針の整備目標として令和13年度としていますが、以下の理由により、必要に応じて道路整備方針を見直します。また、新規の計画道路を検討するなど道路ネットワークが大きく変化した場合や都市計画道路を見直した場合に、幹線道路整備路線の再評価を行います。

- ・社会経済の情勢
- ・財政状況の変化
- ・道路ネットワークや交通量等の変化
- ・アクセス道路の必要性(国県関連整備路線)
- ・交通渋滞の対策(渋滞対策整備路線)

路線図

